

2013年7月9日

株式会社ディーエイチシー

特許権侵害差止等請求訴訟の和解成立について

弊社は、旧製品「DHCマイルドタッチクレンジングオイル」について、株式会社ファンケル（以下「ファンケル」と言います。）より、同社の特許権を侵害しているとして、特許権侵害の差止め及び損害賠償を求める訴訟を提起されておりましたが、本日、弊社は特許権侵害を認めず、金銭の支払いもしないという弊社が当初から主張する条件を内容とする和解が成立したので、ここにお知らせ致します。

弊社は、平成22年7月、ファンケルより、特許権侵害差止等請求訴訟を東京地方裁判所に提起されたのを受け、同年11月、特許庁に対し、ファンケルの特許は無効である旨の無効審判を請求致しました。その結果、平成24年1月、特許庁は、弊社の主張を認め、ファンケルの特許は無効である旨の審決を言い渡しました。これに対し、ファンケルはこの審決を不服として知的財産高等裁判所に、審決取消訴訟を提起しました。

一方、東京地方裁判所は、同年5月、弊社に約1億6500万円の損害賠償の支払いを命じる判決を言い渡したため、弊社はこれを不服として、知的財産高等裁判所に即日控訴し、また、ファンケルも損害額を不服として、合計約3億6700万円の支払いを求めて附帯控訴しました。

今般、知的財産高等裁判所における審理の結果、弊社は特許権侵害を認めず、金銭の支払いもしないという弊社が主張する和解条件をファンケルが受諾したため、弊社は和解することとし、特許の有効性の争いについては、特許庁において一度無効と判断されていることもあり、ファンケルの希望を受けて、無効審判を取下げ、ファンケルも審決取消訴訟を取下げ、紛争を全面的に終結させる運びとなりました。弊社は、逆転勝訴と考えており、大変満足しております。

本訴訟につきましては、お客様並びに関係者各位にはご心配とご迷惑をお掛け致しましたが、上記のとおり解決したこと、また現行製品「DHC薬用ニューマイルドタッチクレンジングオイル」を引き続き販売して参りますことを、併せてここにご報告させていただきます。

以上

■ 本件に関するお問い合わせ先 ■

株式会社ディーエイチシー 〒106-8571 東京都港区南麻布 2-7-1

お客様サービスセンター ☎ 0120-575-391 受付時間 9:00～20:00(日・祝日をのぞく)